

第28回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：平成30年7月26日（木）午後2時～3時55分
場 所：ウイングス京都 2階セミナー室A・B

1 はじめに

○土井部長（くらし安全推進部）

定刻となりましたので、ただ今から第28回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、大変猛暑の続く中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、くらし安全推進部長の土井でございます。どうぞよろしく願いいたします。失礼して座って進行させていただきます。

最初に、当懇話会でございますけれども、公開ということにしておりますので、場合によりましたら市民の方、あるいはマスコミ等の方が入ってこられることもあろうかと思えます。その点、御了解のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

懇話会の委員につきましては、お手元の委員会名簿のとおりでございます。なお本日、矢野委員及び山田委員におかれましては、所用により御欠席をされております。

それでは開会にあたりまして、京都市を代表いたしまして吉田文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

○吉田局長（文化市民局）

失礼いたします。文化市民局長の吉田でございます。先ほどもありましたように、大変暑い中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

京都市も、6月18日の大阪北部の地震、それから豪雨に加えまして、今、地震、豪雨対応、そして暑さ対策ということでの取組をしているところでございます。

私も役所生活がもう30年近くなりますけれども、これまで暑さ対策というのはこの時期やっておりましたけれども、命を守るという視点での暑さ対策というのは今年度初めてかなと思っているところでございます。

本日は人権文化推進計画に基づきます平成29年度取組の状況についての御報告をさせていただいて、それと皆様方から前回御意見をいただきましたLGBTの対策につきまして、課長級での検討会議を設けまして、今現在、検討しているところでございます。今年度の下半期に職員向けの手引の作成や各種申請書式の性別記載欄の見直し等も行なっていきたいと思っており、現時点の途中経過を報告し、御意見をいただき、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

皆さん方からいただいた御意見をしっかりと反映をさせていただきまして、LGBTも含めましての施策を進めていきたいと思っております。本日もきた

んのない御意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

一つ宣伝でございますけれども、皆様方にも御紹介をさせていただいております、毎年、啓発事業として四字熟語人権マンガ作品というものの募集をしております。このウィングス京都の1階の部分にギャラリーがございます。そのギャラリーで平成26年度からの作品を掲示しております。お帰りの際にも時間がございましたら見ていただいて、また掲示の仕方ですとか市民への啓発の仕方等についても御意見がございましたらいただきたいと思っておりますので、もしよろしければ見ていただきたいなと思っております。

それでは皆様方、よろしくお願いをいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

それでは以下の議事進行につきましては、薬師寺座長にお願いを申し上げます。

○薬師寺座長

皆さん、今日は大変御多忙のところお集まりいただきありがとうございます。

今日は4つの議題を御議論いただくということになりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、最初に事務局のほうから資料の確認と議題の説明をお願いいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

（※配布資料の確認及び次第に沿って議題の説明）

- ・資料1 京都市人権文化推進計画（平成29年度取組実績）
- ・資料1-1 平成29年度取組実績（各局区別一覧）
- ・資料2 LGBT等の性的少数者に対する今年度の全庁横断的な取組について
- ・資料2-1 申請様式等における性別記載欄の全庁調査及び見直しについて
- ・資料2-2 LGBT等の性的少数者を正しく理解するための職員ハンドブックについて（概要）
- ・資料2-3 本市施設における多機能トイレの表示の在り方の検討に係る聞き取り調査の概要について
- ・資料3 人権に関する市民意識調査について
- ・資料3-1 人権に関する市民意識調査（案）
- ・資料4 「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」の策定について
- ・資料4-1 ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン

2 議題

(1) 京都市人権文化推進計画 平成29年度取組実績について

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。それでは最初の議題である「京都市人権文化推進計画 平成29年度取組実績」について、説明をお願いいたします。

○岡田課長（人権文化推進課）

（資料1，1-1に基づき，新規・改善事業を中心に説明）

○薬師寺座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。どうぞ御自由に御意見をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○直野委員

DV相談支援センターへの相談件数が5,770件で、2割以上増えたという御報告でした。数字が非常に大きかったのでびっくりしているのですけれども、その増えた理由は、何か心当たりはございますでしょうか。

○岡田課長（人権文化推進課）

2割と非常に多く増えたということでございますけれども、すみませんが、本日、所管の担当の部署が来ておりませんので、具体的な理由につきましては、またこちらで確認をさせていただきましてお伝えしたいと思います。申し訳ございません。

○薬師寺座長

では、またこれは調べて、後ほど何らかの形で。

○直野委員

すみません、もう1点。子どもの居場所づくりの助成制度の創設ですが、前回もしたかもしれません。初期費用の一部を補助するという制度をとっておられますが、運営費についての補助とかはないのでしょうか。今後されることも検討されているのでしょうか。

○野村（子ども家庭支援課）

子ども家庭支援課の野村と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

子ども食堂の居場所づくりの補助等につきましては、御指摘のとおり初期費用をさせていただいており、本年度も同様に取り組んでおります。

運営補助につきましては、京都府で運営補助がされていること、また、民間の例えばオムロン様でございますとか、オリックス様でも補助制度を実施されていますので、京都市としては、取組を始められてからどうやって運営したらいいのかとか、取組を始めてみたところ子どもが来ないとか、そういった相談を数多く受けておりましたので、継続的に取組を運営いただけるよう、アドバイザーを派遣する事業を創設したところです。

御指摘の点につきましては、今後、色々必要性も見極めまして検討してまいりたいと思っております。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。

そのほかにどうぞ、何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○玉置委員

お尋ねしたいのですけれども、今どの分野におかれましてもポイントを絞って御報告をいただきまして、おおよそのところは「ああ、そういうことなんだ」と分かったのですけれども、それ以外の部分を含めまして、今御質問があった相談件数の非常に大幅な増加というところと、それから少し詳細に資料を見させていただきますと、かなり減ったという相談も実はあります。

そのようなところを見せていただきますと、本当にその背景にあるものというのが、何がしかがあるんだろうと思われるのですが、今こういう相談活動については京都市のこの施策においても本当に幅広く、色んな相談事業、相談活動そういった場所の設定というものがなされてきています。

その中で、色々と連携ということもこうしてうたわれながら、しているのですけれども、今、国の制度の中で行政レビューというものが進んでおります。京都市においても行政の色んな評価事業というものがなされているのですが、この人権に関わる、今御説明いただいたような部分で、何かそういう評価事業の中で、特に私たちが今、理解しておいて、今後少しこういう風にしたほうがいいんじゃないかと思われるような、そういった分野というのがありますでしょうか。行政の行政評価事業というのがあると思うのですけれども、その中で特に取り上げられて、きちんと検討の俎上に上らせないといけないものというものは、今の御報告の中にあるのでしょうか。

○岡田課長（人権文化推進課）

直接のお答えになっているかどうか、少しわかりませんが、私ども人権文化推進課でいいますと、玉置先生も人権擁護委員の人権相談ということで所管をいたしておりまして、その行政評価の評価指標ということで人権相談の特設相談事業をしているということで、実は評価の対象にしております。

この評価をするうえで我々が一番苦勞をしておりますのが、人権擁護委員の相談件数は、ここ数年は減ってきているのです。ただそれがいいことなのか、評価をするうえで評価指標として相談件数が減ればいいのか。あるいは相談事業があることを御存じないから減っているという側面もあります。その辺りで評価指標を、相談件数が少なくなっていくと、それは社会的に相談するような悩みが減っていると単純に理解することも難しいであろうということで、評価というのは相談件数をどう見るかというところで難しい問題があると理解しているところでございます。

あと人権擁護委員以外でも、各所管から相談事業も評価の対象としているものが複数あると理解しております。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

○玉置委員

それにつきまして、少しこれからのことを考えましたときに、例えば今、悩みがないから相談しないというのであれば、それは非常に結構なことかと思うのですけれども、そうではなくて、やはり非常に今、女性の問題、それから子どもの虐待相談電話、これは非常に増えています。それから外国籍の方の相談も、色々と増えてきています。

ですから、そういった非常に増えてきている部分も実はありますので、その辺のところを見ましたときに、私たちも色々と相談をお受けするときに、他の相談機関の御説明とか、あるいは他の相談機関に対する事前の理解とか、そういったものに努めるようにはしているのですが、やはりそういったものがどんどん増えてきますと、なかなか不勉強でうまくおつなぎできないこともあります。そういったことを考えて、やはり相談機関のお互いの情報をしっかりと共有できるような仕組みというものが、本当は、最後の方の相談・救済というところがこの計画上あり、その中で連携ということがうたわれているのですけれども、連携の具体的な方策が、ネットワークの中の会議なのか、あるいはその会議において、もう少し相互の理解を深めるような取組が必要なのか、そ

の辺のところも少しお考えを聞かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田課長（人権文化推進課）

はい、ありがとうございます。様々な相談事業がございまして、その一つの課題としまして、連携をいかにしていくかということがございます。

まさに、例えば子どものいじめであるとか、教育機関とそういった色々な社会機関で持っておられる相談事業の連携であるとか、それぞれごとに連携をしているというのは確かでございますけれども、人権擁護委員さんの人権相談ですと、本当に幅広く人権相談がある中で、そういった具体的な連携については課題の一つとして認識をしております。今御意見いただきましたお話も含めて、いかに連携をしていくのかということは庁内でも検討を進め、さらに今もしているところですが、させていただきたいと思っております。

○薬師寺座長

そのほかに何か。はい。

○安保委員

2点あるのですけれども、先ほども質問に出た子どもの居場所づくりの子ども食堂等の取組ですけれども、これについて、いつも心配するのは衛生的なところの指針があるのか、それから食物アレルギーに対して何か相談窓口があるのかというのが1点です。

それと行政がアドバイザーとして指導されるというのも必要かと思うのですけれども、これだけ増えてくると、この居場所づくりの方々が御自分たちでネットワークを作って、自立的にお互いにこの支援の充実を図るということも必要になってくるのではないかと思います。その点はどうなっているのかなというのが子ども食堂に関する質問です。

もう1点は、高度情報化社会における人権尊重というところで、私もこれは業務に関わりがあるところなのですけれども、第三者による住民票の写しの不正取得の防止で、事前登録型本人通知制度を利用されている方がいらっしゃるということで、これは例えばそういう通知をされたときに、通知を受け取った御本人から通知が来たことについて行政に対する問い合わせとか、そういうことはあるのでしょうか。そういう通知を受け取ったのだけれども、交付されたことについて行政に対して色々問い合わせとか、そういうものはあるのでしょうか。

○野村（子ども家庭支援課）

子どもの居場所づくりについて、2点質問をいただいたかと思っております。まず1点目、衛生面につきましてでございます。御指摘のとおり、衛生面は子ども食堂に関してかなり重要な視点かと思っております。我々は開設資金を補助しておりますけれども、その際、医療衛生センター（旧保健センター）に必ず相談をして、必要なアドバイスや指導を受けていただくよう促しております。その指導の下で、必要な届出であるとか、手洗いの重視であるとか、規模に応じた衛生面の取組というものをさせていただくようにということを申しております。

また、7月に国からも通知が出ておりまして、その内容として、子ども食堂において衛生面に気を付けていくようにということをしっかりと周知するようになっていると言われております。

我々で把握している団体には、可能な限りこうした通知等の情報を提供しておりますし、子どもたちが口にするものでございますので、そういった痛ましい事故がないよう、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のネットワークについてでございます。子どもの居場所づくりの取組につきましましては、かねてから民間団体様で取り組んでいただいております。行政としては後押ししていくという考え方で、29年3月に策定した貧困対策実施計画にも盛り込んでおりますが、各々の区の中で、子ども食堂同士の連絡ネットワークが出来上がっていたりとか、今年3月に社会福祉協議会様主導でイベントもやっておられたりと、少しずつネットワークが出来上がってきていると思っております。

行政としても、研修会とか交流会というものを主体で開いておりますので、こうした取組を進めていくことにより、団体様同士のつながりを作っていくと考えておるところでございます。

ただし、全市的なネットワークにつきましましては、子ども食堂の形態とか規模が大きく異なっており、自分たちは小規模でやりたいという方もおられる中で、どこまでネットワークが作れるかというのは、我々も課題だと思っております。今できることをやりながら、より良い方法を検討してまいりたいと思っております。

○薬師寺座長

後の方の質問については。

○土井部長（くらし安全推進部）

すみません、所管が来ていませんので、この場で詳細はお答えできませんが、

当初は司法書士等による不正な事件が起きたということで、ある程度まとまった件数で違法な手続きがされていたということで、戸籍とか住民票が出ていたということでした。それが発覚したときには、私たちとしても、まず該当者の方にそういう御案内をさせていただいたときには問い合わせがございました。

実際にこの制度が入ったときに、御本人自身が制度のお申し込みをされているのですけれども、それ以降についても通知が出たときに、この通知だったら通知された理由が分かるというようなお答えはあったと聞いておりますので、そういう話はあったと認識をしております。

もし件数などが必要であれば、また改めて御報告をさせていただきます。

○薬師寺座長

すみません、まだまだあると思うのですけれども、次の議題もたくさんありますので、ここで一旦、森委員さんのところで、この議題については終わりたいと思います。

○森委員

2点あります。1点は、今の本人通知型制度が入ってもう数年経つと思うのですけれども、この制度が導入されている他の行政と京都市とを比較した場合の登録件数の差は、多いのか少ないのか。要はこの制度がどれだけ住民に認知されているかというところの一つのバロメーターになろうと思うのですけれども、その比較が、別に今日ではなくてもいいのですが、分かれば教えいただきたいということです。

2点目は、この間の様々な災害が発生した際の安否確認の件です。先日の西日本を襲いました大規模な災害の際に、広島、岡山で安否確認をするために不明者のお名前を公表する、公表しないというのが各行政によって食い違いがありました。

例えばDV被害に遭われた方、もしくはストーカー被害者等で住民票の所在を隠すというところでの被害者保護ですね、そういう観点も重々分かるわけですが、本人さんの命に関わる生存確認をするという際に、例えば京都市はこういうガイドラインに基づいて動いていると。例えば公表されるのか、しないのかといったところを少しお聞かせいただきたい。

例えば地域ぐるみで、やはり限界があると思うのですね。しかし一方で地域の力に頼って、1日でも半日でも早く安否確認が取れるという利点もあると思うのですが、その辺の災害時に対する京都市としてのガイドラインをお教えいただきたいと思います。

○岡田課長（人権文化推進課）

2点、今お受けいたしました。本人登録通知制度の件数が他都市と比べて多いのか少ないのかというのが1点と、今の災害時の安否確認の公表等の件でございますけれども、本日は申し訳ございません、所管がこちらのほうに参っておりませんので、確認をさせていただいたうえでまた御連絡をさせていただきたいと思っております。

（2）LGBT等の性的少数者に対する今年度の全庁横断的な取組について

○薬師寺座長

ではまた正確な数等、後ほどお知らせいただくということで。

この議題については他にも御質問があると思っておりますけれども、今日はまだ3つ議題がございまして、しかもアンケート等については、これが最終の議論の場になるものもありますので、すみませんが、後で時間があればもう一度、全体を通じて御質問をいただくということで、議題2「LGBT等の性的少数者に対する今年度の全庁横断的な取組について」の御説明をお願いします。

○岡田課長（人権文化推進課）

（資料2，2-1，2-2，2-3に基づき説明）

○薬師寺座長

それでは、ただ今の事務局からの説明につきまして、何か御質問等ございましたら、どうぞ御自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹田委員

竹田でございます。どうもありがとうございました。

特に今回、トイレと性別の欄が特に大きな議題としてであると認識しています。まずトイレに関してですけれども、レインボーマークには賛否両論あるというのはここに書いてくださっているのですが、特にマークをあえて付ける必要があるのかどうかというのは考えた方がいいと思っております。

というのは、別にマークがなくても誰でも入れるようになっていけば、トイレに関して気を使わずに入ればよいというのが結論かと思っておりますので、逆にマークがあることによって、そこに入ることを意味を考えるという方が出てしまうのであれば、あまり適切ではないのかなと思っております。

公の施設ではあまりないかと思っておりますけれども、個室が並んでいるタイプのものがありますよね。男女に分かれておらず、個室が何個かあって、その扉に

マークがついている。そういうところでは、男性、女性ではなく、ユニセックスというのでしょうか、男女両方置いて誰でも使えますみたいな、多機能トイレに限らず、そういう風にすれば性に関係なく使えるようになりますので、もちろん公共施設もそうですけれども、京都市にあるお店だとか、そういうところにもゆくゆくガイドラインみたいな形で提示ができれば、一つの指針としてより良いのではないかなと少し感じました。

それから性別ですけれども、今、アとイの二つの例を挙げていただいているのですが、例えば任意記載とあえて書いてしまうと書かなかったときに、それが使われなければ別にいいのですけれども、任意記載とあえて書いてしまうと書かなくてもいいという判断で、「書かない」という前提になっていってしまいます。そうすると、なんで性別欄があるのかなという話になるのかなという風にも少し思っております。

例えば、今日オリンピックの実行委員会の登録のフォームを見ていたときに、「男性・女性・その他」というフォームが作られていて、今もう公開されていきました。特に括弧とか、答えたくないとか備考を集計する必要がないのであれば、「男性・女性・その他」でまとめてしまえば、特に問題がないような気もしております。

なので、欄を作るのであれば、それは何らかの形で使うという前提ですので、まず任意というのは少しおかしいかなというのが個人的に思うところです。それから集計上、特に必要がないのであれば、あえて項目をいっぱい増やす必要はなく、「男性・女性・その他」、「その他」という表現が正しいかというところは少し考えればいいと思いますけれども、統計上もわかりやすく、なおかつ選択肢としてもあるような形が適切なのではないかなと思います。以上です。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。そのほかに。どうぞ。

○松波委員

この性別欄のことでは、私も以前、大学生を対象に若者意識調査、人権意識調査をチームで行なったときに、非常に議論があったのですけれども、やはり調査全体としては男性、女性で、個々の項目にどう答えるかの統計を取りたい。それが有意な質問項目が含まれているので、全く任意記載でしたら、やはり少しもったいない。やはりある程度、男女別は見たい。その男女どちらかに丸を付けるのに抵抗感も何もない人が多数ではあるので、空欄、任意記載というような案も出たけれども、結局最終的には、このイの形で「男性、女性」その次に「その他・答えたくない」という形にしたと記憶しています。「その他」とい

うのは具体的に何なのかと書かせるわけではなく、特に純粋に答えたくない。トランスジェンダー等ではないけれども、女性の意見というふうにあえて言いたくないという、そういう考えの人もいるだろうということで、「その他・答えたくない」という形で、そのときは落ち着いたと記憶しています。

性別欄の統計が必要ないような質問項目のみであれば、全く空欄でも問題ないかと思うのですけれども、やっぱりある程度、男女別のデータも傾向として見たいという場合に、イの形で、空欄よりは「その他・答えたくない」という風な形がわりと抵抗感なく回答していただけるかなという風に考えます。

○薬師寺座長

はい、ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○玉置委員

性別表記の件ですけれども、やはり今おっしゃったように、LGBとTの方のお考えはずいぶん違うと思います。

それともう一つは、それにも入らない少数の方もたくさんいらっしゃるという中で、やはりその辺のところの表記をどう選択していかれるのかということ、今、人権課題については、やはり御本人さんが主体的に考えるという状況になってきていると思いますので、そここのところを踏まえて御検討いただければというのが1点です。

もう1点、ハンドブックについてですけれども、このハンドブックはまずは京都市の職員さん、関係者がお使いになるということだと思っておりますが、これの中には小学校とか中学校とか、いわゆる教育関係の先生方も含まれるということなのではないでしょうか。教育委員会とか。

○岡田課長（人権文化推進課長）

ハンドブックにつきましては、まずは職員ということで、今おっしゃいました教職員、学校側につきましては、まず共通のハンドブックを作ったうえで、また教育委員会が教員向けのLGBTの手引なりを作られていますので、それをまたカスタマイズしていただくような形で、それぞれ教員だけではないですけれども、例えば交通局であるとか、上下水道局であるとか、対象が市民というよりもお客様目線でのハンドブックということも求められますので、まずは全市共通のものを作ったうえで、学校現場、教職員向け、あるいは交通局向け、上下水道局向け、それぞれの局ごとでカスタマイズをしていってほしいと思っております。

○玉置委員

実は、特に教員のほうを申し上げたのは、やはり思春期である中学生、高校生くらいになると、非常にこの問題について悩まれる方というのも出てきます。特に学校現場において、色んな、自分自身に対してすごく気がついていかれる子どもさんたちもいる中で、やはりそのところの対応というのが簡単にはいかないのではないかなと思いましたが、そのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡田課長（人権文化推進課長）

一つ補足させていただきますと、教員向けの方は文科省からも、LGBTの子どもたちに対してきめ細かく対応するというので、具体的な通達が来ておりますので、それを基に、今、教育委員会のほうでも具体的な検討なり教員の研修なりをしているというところがございます。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。この議題については、今のところこれぐらいということで、御意見についてはいいでしょうか。もし何かありましたら、また後ほど触れていただくということで。

それでは議題3「人権に関する市民意識調査について」、御説明をお願いいたします。

（3）人権に関する市民意識調査について

○岡田課長（人権文化推進課長）

（資料3，3-1に基づき説明）

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございました。

おそらく実際に実施するまでに、今日が最後の会議になると思いますので、少し中身の質問等も含めて御検討いただければと思います。どこからでもお気付きの点があれば、御自由に御意見いただければと思います。

はい、どうぞ。ではまず松波委員、それから竹田委員をお願いします。

○松波委員

調査で、障害のある人に関わって差別解消法を反映した内容が含まれたのはいいことだと思うのですが、少し2点、気になったことを述べます。

最初の2ページのところに、障害のある人に関わる問題として横に例示され

ている部分です。それが他の女性、子ども、高齢者、外国人等に比べてすごく分かりにくいのですね。「虐待、誤った認識に基づく偏見」、その後が「物理的な障壁のみならず障害のある人の社会参加を制約する制度・慣行・観念その他」、これは法律でいう社会的障壁のことを指しているのは、私は分かるのですけれども、ほとんどの人は「何を言っているんだ」という風に戸惑われるのではないかなと思うんですね。

実際に社会的障壁というのはどのように現れているのかというと、他の問題と同じく、入居差別であったり、入店拒否であったり、あるいは聴覚障害の方のコミュニケーションを断るとか、そういった形が出るので、それを社会的障壁の法律用語のような形のを2行に渡って載せるというのは、少し不親切というか、ほとんど伝わらないのではないかなと思います。

網羅することはできない。実際、他のカテゴリーでもそうだと思うのですけれども、より具体的に、実際にあるということが認められている入居拒否とか入店拒否、そういったことと、やはりコミュニケーションのことは挙げていただくとしても、具体例があったほうがやはり、こういうことかとすぐ分かる。少し今のままでは伝わらないなという風に思いました。

もう1点は、新設された問14です。障害者差別解消法の不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供、それぞれに対応している問題なのは分かるのですけれども、そもそも例が、(1)にしても(2)にしても長くて、読んでいて分かりにくい。

そして、はっきりもうこれは障害者差別解消法に照らして差別だと言える事例なわけですよ。最近ではレゴランドとか熱海市の例でありましたけれども。

初めてこの問題を見て、「安全が保障できないため、聞こえる人の付き添いを利用の条件とする」、これは「付き添いがなく、単独で利用しようとしたら耳の不自由な方の利用を拒否された。それは差別にあたることか」という風に聞く。もう少しシンプルな聞き方にしないと分かりにくいと思います。

それから(2)の下の方、合理的配慮を提供しないということに関わってですけれども、この「特別扱い」というのは少しネガティブなニュアンスがありますよね。特別扱いだからなくていいというのか、少し「そこまでしなくても」というニュアンスは感じられると思うのですけれども、この質問だったら、なんか少し答えにくい。特別扱いであると思うかどうか。この合理的配慮のことについて、どれくらいその考え方が周知されているかを知りたいという意図は分かるのですけれども、その予備知識がない方に分かるような、「そこまでしなくていいんじゃないの」と思うか、「いや必要だ」と思うか、その辺りのグラデーションを聞きたいのかなと思うのですけれども。少し分かりやすさというところから、もう少し文言を練っていただけたらと思います。

下に説明があるのはとてもいいと思います。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。それでは竹田委員，お願いします。

○竹田委員

どうもありがとうございました。今，松波委員からもお話があったのですが，私からも何点か補足させていただきます。

まず前の方から申し上げます。問1，2ページの方ですけれども，今回新規で13番，拉致被害者に関わる問題というのが加えられているのですけれども，これは例えばホームレスの上の犯罪被害者の方に関わる問題，これを犯罪と捉えることもできるかと思うのですが，ここに拉致をこの市民意識調査に加えることは，例えば政府から言われていることなのか，そうではないのか。この質問の意図を伺いたい。

というのは，今後の人権政策の推進に向け，より効果的な方策を検討するための基礎資料としての調査だと思えるのですけれども，ここに拉致被害者に関わる問題に関心があります，もしくは関心がないですという調査の結果が得られたとして，それを市の政策にどういう風に反映しうるのか。他の問題として挙げられているものに比べて非常に高度に政治的であって，これを聞く意図がどこにあるのかというものが，国から求められているのか，もしくは市として必要性を感じて質問にしているのかということも含めて，少し伺いたいです。

それから6ページの間6ですが，日常の場面での人権意識について，これは今回，結婚について問われているのですけれども，例えば(3)に職業というのがあって，これはどういう意図で聞くのが前提ですけれども，相手の収入というのも含めての職業なのかそうではないのかということも，この人権意識というのをどういう風に使うのか，その使い方によってずいぶん変わってくると思うのです。例えば相手の社会的な地位によって明確に分けていますとか，そういうことを仮に知りたいのであれば，「職業」に「・収入」とか加えたほうがいいのか，そうでないのかということところです。

それから，10ページの間12の6番。「犯罪被害者やその家族などが，犯罪による直接的な被害だけでなく，精神的・金銭的被害，プライバシーの侵害等の二次的被害に苦しんでいるその解決には，社会全体で」というと，言っていることを私は2回読んで理解したのですけれども，「。」がない文章が3行続いていると基本的に読みづらいです。少し文言を変えたほうがいいかなと個人的に思いました

さっきの間14の(2)に関しては，松波委員が指摘してくださいましたよ

うに、「特別扱い」というのは「不当な特別」なのか「やりすぎだと思う」のか、
どういう意見なのか。

それから14ページの間17ですけれども、これはどんな人権侵害を受けたかという設問だと思うのですが、これのAの人権侵害の内容の7番、「性別、性的指向、性自認、出身地、国籍うんぬん」とあるのですけれども、これを全部一緒にしてしまうと、例えば障害者差別に関するものなのか、ヘイトスピーチに関するものなのか、部落差別の問題なのか。「性自認、性的指向、性別」はLGBTに関わる人権問題だと思うのですけれども、「出身地、国籍」というのはヘイトスピーチ、どちらかというとな複数の人権侵害にあたるものをごちゃ混ぜにしているような気がします。

これを「人権侵害にあてはまる」という回答が仮に得られたとして、どの人権侵害なのかが全く分からないので、少し改善の余地があるのかなという風に思いました。以上です。

○薬師寺座長

先に答えられるものがあつたら。

○岡田課長（人権文化推進課長）

ありがとうございます。

今、竹田委員のほうからございました、まず拉致被害者を新規項目に入れたのが、その市民意識を受けて市でどう施策に反映していくのかということと、今回新規で入れたことが国から求められて入れたのかどうかという点でございますけれども、まずこの新規で入れさせていただいた意図につきましては、国におけます人権教育・啓発に関する法律があつて、拉致の関係の法律があつて、人権全体では計画がございます。その中で拉致問題というのは掲げられておりました、京都市の中の人権文化推進計画の中には今、拉致はございません。というのが状況でございます。

その中で拉致被害者につきましては、法律の中で国の役割、自治体の役割、責務が書かれておりました、国ではそういった対応と啓発ということになるのですけれども、自治体では啓発というのが責務ということになっております。拉致被害者の人権啓発が自治体の責務ということになっておりますので、今現在も法務省のほうで12月が拉致の啓発週間ということになるのですけれども、そのときに合わせてポスター掲示の依頼が国からありまして、京都市におきましても、区役所等でそのポスター掲示をする、啓発をするという取組を現在もしているところでございます。

今回入れましたのは、やはり他都市、あるいは国の意識調査を見ても

も、拉致については入っているというところもありますので、入れて意識調査を把握したうえで、今後、中間見直しの中でどうするかということです。具体的には、やるべきことは、拉致に関しては啓発ということではっきり決まっておりますので、国から送られたポスターの掲示等というのを今もやっていますし、これからもやっていくと。

○竹田委員

その啓発の結果うんぬん、どこまでそれが成果として出ているのかを把握されたいという意図で入れたということですか。

○岡田課長（人権文化推進課長）

そうです。それと2点目でございますけれども、問6でございます。結婚の場面での職業というところでございます。これは実を言いますと、前回、前々回から変えていないところでございます。確かに竹田先生が今おっしゃいましたような御意見もあろうかという風には承知しておりますけれども、例えばここをどう変えるかというのも、変えることで5年ごとの意識のところが変わるということもありまして、こうしているというところでございます。

○竹田委員

理解しました。ありがとうございます。

○岡田課長（人権文化推進課長）

あと問17の複数ある人権課題のところは、今いただきました御意見を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○直野委員

調査の継続性という面があるから止むを得ない部分もあるのかもしれませんが、人の心の内をどうしても探らなくてはならない設問になっていまして、そのわりには「丸はいくつでも」というのが少し多すぎるのではないですか。

つまり建前で言えば、すべて丸を付ければよいというような設問になっているので、その人にとってどちらを重視するのかというようなことが、これではなかなか探れない。

例えば問7。「家を購入したりマンションを借りたりするなどうんぬん」とあります。物件の価格も気になるし、交通の便も気になる。部屋の間取りも気になるし、子どもがいれば幼稚園や保育園の場所は近いほうが良いなど、またその人にとって、ない方がよいと思うものもあると思います。

だから内面を知ろうとすると、この「いくつも丸を付けてもいい」というのでは、実際探れない。いずれを優先するかとか、何か真剣に考えさせるような設問にしないと、本当のところはなかなか出てこないんじゃないかなと。設問がいずれも「丸をいくつ付けてもいい」となっているのです。これはなかなか今から変えるのは難しいかなと思うんですけども、今後考えていただきたいなと思います。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。今の点は、おそらくどこに重点を当てるかという問題に関わってくるので、かなり調査の根本に関わることかと思えます。緊急度に差がある施策や事例について合わせて聞く場合に、優先順位を付けるのか、それとも今、全体としてどういう点に皆さんの関心が全般的になっているのかということを知りたいのか。

○直野委員

ぼんやりとは、おそらく分かると思うんですよ。けれども本当にどう思っているのかというのが、なかなか分析しにくいんですよ。こういう設問ですと。

○竹田委員

今のお話ですけども、よくあるのは「上から三つ、優先順位の高い番号を書いてください」とか、面倒くさいのであまりよろしくないとは思いますが、「すべての選択肢に順番を別に書いてください」とかあると思います。

先ほどの拉致の話をあえて伺ったのもそうですけれども、これを聞いて、それをどう使うのかというところがあまり見えない。数としては出るのだけれども、それがあまり使えるデータにならないんじゃないかという思いが少ししておりまして、変えられるのであれば、せめて上から三つくらいにする。どこが重要な点なのかといったような設問があれば、人権の施策に活用しやすいのではないかなという風に思います。

○薬師寺座長

経年比較という問題もあるので、非常に難しいところだと思いますけれども、もし可能なものがあればお考えいただければと思います。

例えばお隣の滋賀県でも、何が問題かを見分けるには選択肢の回答を三つぐらいに絞った方がいいという意見もあり、回答方法をときとして変えたこともあります。やはりどこに重点を置きたいかという、その考え方によって、アンケートの取り方というのは少し変わってきますので、そこは今回のアンケー

トと、過去との比較をどういう風にしていくかというのも重要だと思いますので、少しその辺り、今日出た意見を色々御検討いただければと思います。

そのほか、何か。はい、どうぞ。

○玉置委員

2ページのところですけども、この解説の仕方というのは非常に難しいなと、今、皆さんの提案を聞いていて思いました。

その中でも特に女性に関わる部分、あるいは外国籍の方の問題とか色々あるのですが、いわゆる女性問題は賃金が大きいのですけれども、それだけではなくて、その他のシステム的にも処遇上の格差というものが出てきますので、それも賃金は単なるその一つということもあります。これは賃金というよりも、もっと幅の広い表記のほうがいいのかなどという風に感じました。

子どもにつきましては、児童ポルノ、これもやはり非常に心配なのですが、不登校であるとか、若者支援も含めての引きこもりであるとか、こういった問題が今は非常に出てきています。

それから高齢者に関わっては、先ほど説明がありましたように、認知症という部分と悪質な商法というところがよく出てくるのですが。こういった部分もきちんと入れていったほうがいいのかなど。

特に障害のある人の場合は、差別解消法のそういった「差別」という表記であるとか、その辺りの解説の仕方に、もう一つ工夫があってもいいのかなという風に思いました。

感染症の場合は、単に最初の採用のときだけではなくて、就業中にそれが判明する場合というのがあります。就業していて、そこで様々な発症をしていく。そこで継続して就業が可能になるか、ならないかという問題もありますので、単に採用だけではないのだろうという風に思います。

こういった問題を少し慎重に議論した方がいいのかなという風に、これは全てに渡ってですが思います。

それと1ページの各項目にナンバーが付けられていますので、2ページのところの説明にも、小さくてもいいので頭に1、2、3という文字が入っていると、見やすいのではないかという風に思います。

前回の懇話会で少し意見を言わせていただいたボランティアというところの表記などがかなり整理されているなどという風に拝見しました。これには色々な考え方がありますので、それを継続性というところで削除をしてよかったのかどうかというところは、何かの議論があったと思います。その辺りの経過がわかれば少し教えていただきたい。

それと16ページ、最後のところの設問の19になりますが、これも相談か

ら調査・救済に至るところの一つのことなのですが、ここも幾つでもと書いてありますので、これもみんな「こうあったらいいな」という希望でいくと、全部に丸が付くのかなという風に思います。一番必要なこと、市民から何かがあって相談をした。その相談がよくたらい回しになる。あるいは、たらい回しになるだけで、最後、結局どこも解決につながらなかった。こういったことがよくあるわけなのですけれども、それをなくしていくために、先ほども質問させていただいた、相談機関同士がお互いに相談の特性を十分に理解して、そしてお互いのつながりをしっかり作って、適切に対応していけるということは、私は大事だなと個人的に思っております。

今回も小さいお子さんが、助けてのメッセージを残して亡くなられたということで、こういう子どもの虐待については、警察と児相の関係ですね、情報共有がしっかりなされていくということもあります。今後、どうすれば本当に市民の問題にきちんと向き合えるのかというところ。その設問が一つ何かできないかなと少し思っています。適当な文章が今、浮かんでいないのですけれども、そういった本当に市民の期待に添えるようなものが一つ何かあればいいなと思いました。以上です。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。どうぞ。

○岡田課長（人権文化推進課長）

ありがとうございます。今、前回の御意見を踏まえて、どういったところに変更があったかということをお話いただきました。

前回の3月のときに、意識調査の全体的な項目のこの部分については統合であるとか、この部分については変更しますということで、御説明をさせていただきました。そのときにいただいた意見としましては、先ほども松波先生からも御紹介いただきましたように、障害者差別解消法の中で「合理的配慮について知っていますか」ということを聞くのではなくて、もっと具体的な例示で聞いたほうがいだろうなという御意見をいただきました。

あるいは「ボランティア活動の参加が」というような設問がありまして、それについては、玉置先生から人権という部分で関与しない、もっと幅広いものを含んでいるボランティア活動には、こういうことには少し馴染まないのではというような御意見をいただきましたので、その辺りを3月、前回いただいた御意見も反映をして、今回、案を作らせていただいているというところでございます。

○薬師寺座長

そのほか、ございますでしょうか。

まだ日程的には少し大丈夫ですね。もし今日、この場で意見がなくても、読まれていて「こういう点は」というのがあれば、メール等を通じて事務局にお話しいただければ、少しそれを合わせて検討いただけたと思います。

今日の御意見を含めて、出たものをまた御検討いただきまして、最終的に「こういう風にしようとしている」というところがある程度固まりましたら、また委員の皆さんにフィードバックしていただければと思います。

○土井部長（くらし安全推進部）

色々な御意見、ありがとうございます。とりわけ市民の方に見ていただくということで、やはり分かりやすさというのが非常に大切だと思っております。どういう表現、また例示に対する御意見もいただいておりますけれども、きちっと押さえたうえで御理解いただかないと、なかなか正確なアンケートということにつながってこないかと思っております。

表現等につきましては、今一度、全体的に、分かりやすさの観点からどうかということについては、もう一度総点検をさせていただきます。

それと設問の設定の仕方ですけれども、御指摘がありましたとおり、「すべてを丸」という方がいいのか、優先順位かということにつきましても、経年変化の部分を我々としてはどうしても把握したいという部分もあります。それと今回、新たに人権課題も含めて新規項目が入った部分もございますので、その辺も今回のアンケートの趣旨といいますか、目的、そういうことも踏まえながら、今一度検討を加えさせていただきたいと思っております。

それ以外にも、様々な部分で表現が硬い、あるいは異なった項目が一つの項目として取りまとめられているということで、これでは区別がつかないのではないかというような御指摘をいただきました。

そういう点も含めまして、今一度、全体的な検証をさせていただきたいと思っておりますし、合わせてまた色々な御意見をいただければ、それも含めまして、我々としてもできるだけいい調査を実施したいと思っておりますので、極力ぎりぎりまで頑張っていきたいと思っております。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

(4)「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」の策定について

○薬師寺座長

それではよろしく申し上げます。

それでは時間との関係もございますので、議題4「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドラインの策定について」の御説明をお願いいたします。

○森本課長（国際化推進室）

（資料4，4-1に基づき説明）

○薬師寺座長

どうもありがとうございました。それではただ今の事務局からの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

○安保委員

第三者機関で手続の公平性等が担保されるというのは、この認定がすごく難しいので適正だと思うのですが、開催について間に合うのかというか、第三者機関は緊急に招集しないと判断的に難しいかなと思うのですが、それはそういった機動性を備えた第三者委員会なのでしょうか。

○森本課長（国際化推進室）

御指摘のとおりかと思えます。要綱の中で第三者機関の設置要項というのを設けております。形といたしましては、我々の方から第三者機関の先生に対して召集の依頼をかけて、集まっていたいて、議論していただくということになるのですが、当然そういった会合といいますか、スピーチが本当に直前に行われるケースもございますので、その要綱の中で、時間がない場合、緊急を要する場合につきましては、各先生方への直接のメールでありますとか、電話でありますとか、そういった形での意見聴取で代えます。基本的にはそれを専門意見聴取会、一つの合議体として最終的な結論を出すというものではございませんので、先生から意見をいただいて、できれば一つの意見にまとめた方がいいのですが、どうしても時間がないようなケースについてはそのような対応をさせていただくということになっております。

○薬師寺座長

そのほかにもございますでしょうか。実際に動いてみないと分からないことがあるということもありますけれども、今のところは特に何も問題ないということですね。

○森本課長（国際化推進室）

はい。

○薬師寺座長

では、時間も4時に近づいてきておりますので、今日全体を通じて何かそのほかで、せっかくの機会ですので、何か御発言があるというのがありましたら。

はい、どうぞ。

○岡田課長（人権文化推進課）

先ほど、一つ目の議題で、平成29年度の実績取組を御報告したときに、DV相談センターの御質問を直野先生のほうからいただきまして、所管の方に確認をしましたのでお答えさせていただきます。

まず29年度、5,770件という説明をさせていただきました。前年度、28年度が4,732件ということで、2割増し。ちなみにその前の年の27年度は5,424件ということでございまして、減ったり増えたりしている、年によって増減があるというのが現状でございます。

また昨年度、28年度より29年度が増えた理由としましては、DV支援センターで周知をしておりますので、その辺りが効果として現れているのではないかと考えております。

具体的には、例えば地下鉄の車内吊り広告でDV支援センターの活動を広告する。あるいはイベントなどでの広告、こういったものが増加になった原因ではないかということでございました。以上でございます。

○薬師寺座長

ありがとうございます。それでは、ほかに御意見は。

○松波委員

1点、今、京都市で起こっていることで気になることがあります。何か取り組まれているか、お聞きしたいと思ったのですけれども。伏見区の向島で、薬物依存症の方の回復のための施設が、新たに伏見区内のどこかから移転して建設しようとしたら、地域住民から非常に激しい反対運動が起こっている。おそらく把握されている部署の方がいらっしゃると思うのですけれども、住民説明会などが行われながらも、あくまで反対という住民の方もおられて態度が変わらないというのを現地の福祉施設の方から聞きました。

これは障害のある人が安心して暮らせるまちというところからしても看過できないくらい、非常に排他的な貼り紙が多くの家貼ってあるなどという状況

になっているので、その辺りについて把握されていることとか、京都市としての取組というのがもしあれば、簡単にでもお教えいただけたらと思います。

○薬師寺座長

時間との関係で、先に他の質問をお聞きして、関係のところから合わせて答えていただきます。

○安保委員

こんなことを聞いて恥ずかしいのですけれども、この調査票の1ページに家族の絵があるのですが、男女の身長差とか体格差はあるのですけれども、いつも男性は大きく、女性は小さく描くというのは、この男女のペア、おじいちゃん・おばあちゃん世代と御夫婦世代ですが、これは少し検討していただいたらいいかなど。男女のペアを描くときに必ず男性のほうを大きく描くというのは、平均身長の違いとかはあるのですけれども、少しイメージとしてそういう風に植え付けられてしまうので、挿絵を入れられるときは考えていただけたらと思います。

○薬師寺座長

それでは、関係のところから。

○阪本（障害保健福祉推進室）

障害保健福祉推進室の阪本と申します。

ただ今、松波先生から御指摘がありました件につきましては、向島地域で京都ダルクというNPO法人が建設されますグループホームを深草から移転されるという件で、住民の方が反対されているということが起こっております。

我々としては、基本的には当事者間で解決される問題であると思っておりますけれども、まずは当事者の間の話し合いに、我々京都市も入らせていただきますして、話し合いの中で解決していただく方法を探っていきたいと思っております。

また、住民の方の中には依存症に対する偏見でありますとか、知らないという方もあろうかと思っておりますが、内心の問題ですので、啓発でありますとか、依存症の方に対する理解を深めていく取組について、地道でありますけれども、引き続き取り組んでいかなければならない課題だなという風に考えているところであります。また先生方からも御協力、御助言をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○薬師寺座長

では、絵はまた引き続き検討をいただいて、改善の方向でお願いできればと思います。

それでは、また御意見はあるかと思いますが、予定をしておる時間にほぼ近づきましたので、本日の会議については以上で終了したいと思います。

それでは事務局のほうにマイクをお返しいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

薬師寺座長につきましては、議事進行大変ありがとうございました。

本日は委員の皆様からたくさんのお意見をいただきました。こうした御意見につきましてはしっかりと受け止めて、今後の業務の推進に努めてまいりたいと考えております。

とりわけ、懇話会につきましては、来年、人権文化推進計画の中間見直しということで、我々も新しい法律ができ、LGBTの関係や、インターネットなどもそうですけれども、大変差別的な、あるいは人に負担をかけるような書き込みということも起きておまして、色んな意味でまた新たな人権課題と申しますか、拡散性もございまして、深刻性もあるということで、そういったことも踏まえながらしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

それと一番個人的に気になっておりますのは相談体制というところで、色々なお話がございましたけれども、果たして困っている方がどれだけ相談につながっているのか。LGBTに関して聞いておきますと、やはり大半の方はLGBTの性格ということもございまして、やはり友人・家族が相談相手というのが多くて、なかなか行政のほうに相談するようなことにはなっていないという部分もございまして。

他の人権課題なども含めまして、やはり行政でも専門的な相談というのを考えていかなければならないと思っております。そのときにどうやって結び付けていけるのか、そういう点が非常に大切かと思っております。

最近では、まず行政がどういう相談を受け付けているかということを知りたくてということで、配らせていただいたチラシの後ろにも京都市の人権相談マップというのを掲載させていただいておりますけれども、そういうような行政あるいは国などの機関を含めまして、どういった行政相談を受けているのか、どういうところに相談してもらったらいいのか、まずはこういうことをしっかりと啓発していかなければいけないということで、本年度、力を入れてやっていきたいと考えております。

いずれにしても、人権は本当に大切なことですので、今後もしっかりと議論を踏まえて進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく

お願いいたします。

本日は2時間にわたり、御審議をいただきましてありがとうございました。

(終了)